

自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を助成します

小山市では、自転車乗車用ヘルメットの着用を促進することで、自転車利用時の交通事故による頭部への被害軽減および交通安全意識の向上を図ることを目的に、自転車乗車用ヘルメットを購入した市民を対象に購入費の一部を助成します。

1. 助成の対象となる方

次に掲げる①～③のすべてに該当する方

- ①小山市に住民登録がある方
- ②助成の対象となる自転車乗車用ヘルメットを購入して使用する方
- ③これまでこの助成金の対象になっていない方

2. 助成の対象となるヘルメット

令和5年4月1日以降に購入した新品の自転車乗車用ヘルメットで、次のいずれかの安全基準の認証があるものになります。

<認証マーク>

- ・SGマーク、JCFマーク、GSマーク、CPSCマーク、CE(EN1078)マーク
※CEマークの自転車乗車用ヘルメットには「EN1078」の表記がありますのでご確認ください。
- ・その他上記に類する認証を受けたマークがあるもの

3. 助成金の額

ヘルメット1個につき3,000円、または、当該ヘルメットの購入金額が3,000円未満のときは、その購入金額になります。

助成金の交付については、使用者1人につき1回、ヘルメット1個限りです。

※購入時における割引、ポイント使用分等は補助対象経費に含みません。

4. 申請方法

申請は、市民生活安心課窓口（郵送可）、またはインターネットになります。

郵送は、〒323-8686 小山市中央町1丁目1番1号 小山市役所 市民生活安心課 交通対策係宛てに送付してください。なお、郵送前に不備がないか今一度ご確認ください。

インターネット申請は以下の二次元バーコードから入力フォームにアクセスできます。

※ヘルメット使用者が未成年(18歳未満)の場合は、その保護者が申請することができます。



インターネット申請はこちらから
インターネット申請なら提出書類のコピー不要！データ添付でOK！

5. 助成金交付申請に必要なもの

- ①小山市自転車乗車用ヘルメット購入費助成金交付申請書兼請求書
※市民生活安心課窓口かホームページから入手できます。
- ②領収書等の写し（購入者氏名、購入店舗名、購入品名等が記載されたもの）
- ③安全基準の認証が確認できる書類の写し（保証書や取扱説明書、ヘルメットの写真等）
- ④申請者本人確認書類の写し（運転免許証、マイナンバーカード（個人番号は消すこと）、パスポート等）
- ⑤振込口座の確認ができるものの写し（通帳・キャッシュカード等）

6. 申請の流れ

<窓口、郵送>

- (1)自転車乗車用ヘルメットの購入
※新品、認証マークなど、助成の対象となるヘルメットか確認してください。
- (2)申請に必要な書類を用意
※助成金交付申請書兼請求書（必要事項を記入）、領収書の写し、安全基準が確認できる書類の写し、申請者本人確認書類の写し
- (3)用意した書類を提出
※市民生活安心課窓口、郵送
- (4)書類審査後、交付決定された助成金が指定口座に振り込まれます。

<インターネット>

- (1)自転車乗車用ヘルメットの購入
- (2)申請に必要な書類を用意
※領収書、安全基準が確認できる書類、申請者本人確認書類
- (3)書類を用意し、申請フォームにアクセスし、必要事項を入力
※(2)の必要書類は携帯電話等で撮影またはスキャンして添付
※振込先口座の入力があるので通帳等準備
- (4)書類審査後、交付決定された助成金が指定口座に振り込まれます。

7. その他

本助成制度は、令和6年1月4日から令和8年3月31日まで実施予定でしたが、令和11年3月31日まで事業を継続いたします。

年度毎に予算額に達した場合、申請期間の途中で本事業を終了する場合があります。

【問合せ先・申請先】

小山市役所 市民生活部 市民生活安心課 交通対策係（本庁2階）

電話番号0285-22-9283

詳しくは小山市ホーム
ページまで

